

平成 26 年 5 月 14 日

登録一般放送事業者の登録の取消しについて
に関する一部答申について
(平成 26 年 3 月 12 日 諮問第 9 号関連)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(飯村課長補佐、駒崎係長)

電話：03－5253－5809

登録一般放送事業者の登録の取消しについて

1 経緯

(1) 下記に掲げる登録一般放送事業者は、一般放送の業務を引き続き1年以上休止している状況である。

- ① 株式会社大日光ケーブルテレビ（栃木県日光（旧今市）市）
- ② 環境エンジニアリング株式会社（滋賀県大津市）

(2) 総務省（当該登録一般放送事業者を所管する各総合通信局）は、当該登録一般放送事業者に対し、事情聴取や現地調査などを行うとともに、状況の改善に向け口頭及び文書により再三指導してきたところであるが、現在においても、状況は改善されていない状態にある。

2 諮問内容

放送法第131条第1号の規定に基づき、上記(1)①及び②に記載する登録一般放送事業者は、それぞれ、同号に規定する「正当な理由」がないのに、一般放送の業務を引き続き1年以上休止していることが認められることから、当該登録一般放送事業者の登録を取り消すこととしたい。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（登録の取消し）

第百三十一条 総務大臣は、登録一般放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき。
- 二～四 （略）

以上

登録一般放送事業者の登録の取消しについて に関する一部答申について

平成 26 年 3 月 12 日付け諮問第 9 号（登録一般放送事業者の登録の取消しについて）のうち株式会社大日光ケーブルテレビに関しては、準備書面の提出はなく、意見の聴取の期日（平成 26 年 4 月 16 日開催）においても出頭しなかったため、意見の聴取が終結したことから、以後の手続を分離することとした。本件について、審理官の意見書に基づき審議した結果、一部答申するものである。

以下の理由により、株式会社大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務の登録を取り消すことは、適当である。

- ・ 本件は、株式会社大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務について、「正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止した」と認められ放送法第 131 条第 1 号に該当することからその登録を取り消すものであり、不利益処分対象者等による意見陳述もなかったことからその取消しは適当であると認められる。

平成26年5月14日

平成25年度電波の利用状況調査の評価について
(平成26年5月14日 諮問第12号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

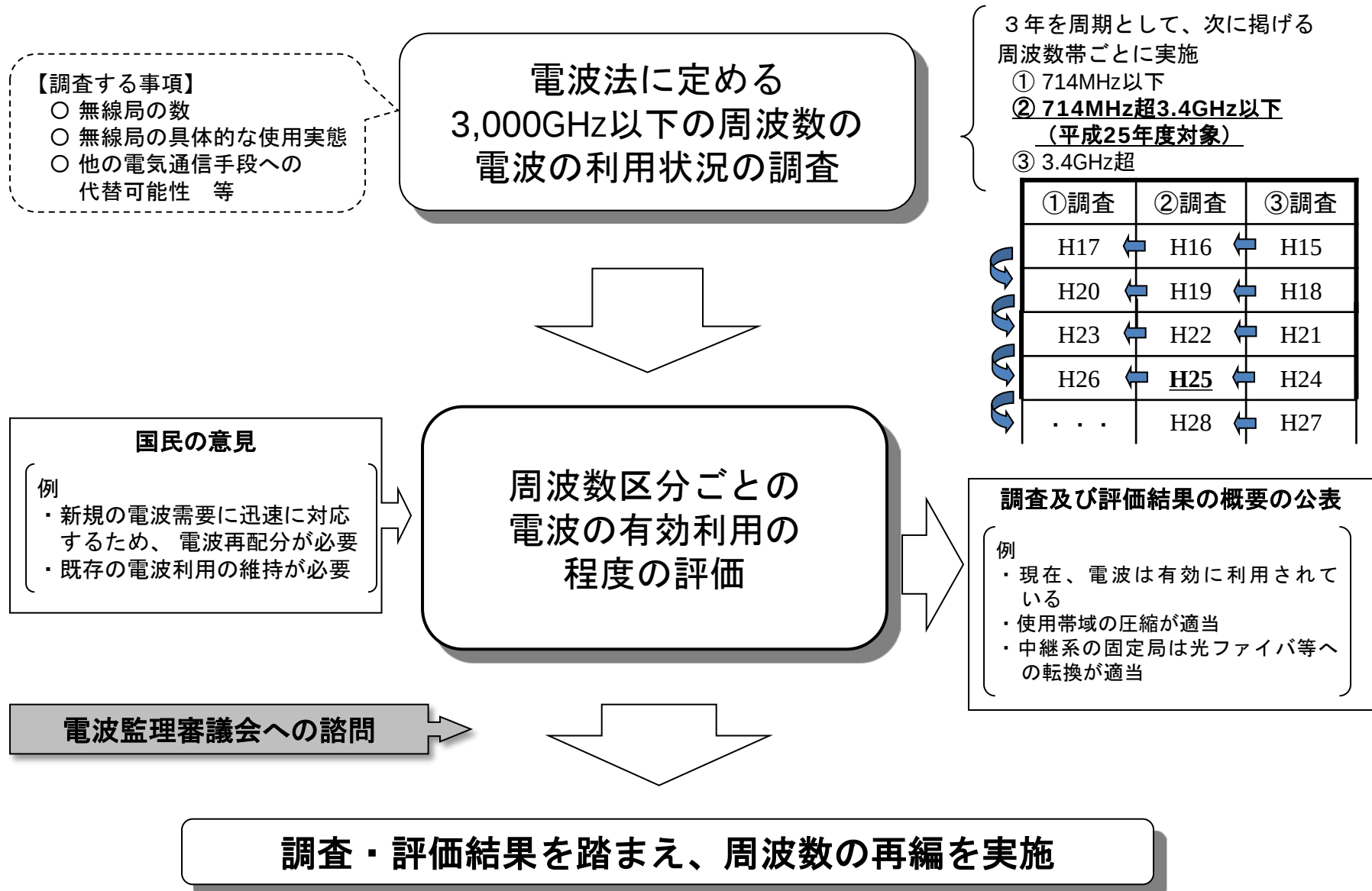
総務省総合通信基盤局電波政策課

(原田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5874

平成25年度電波の利用状況調査の評価について

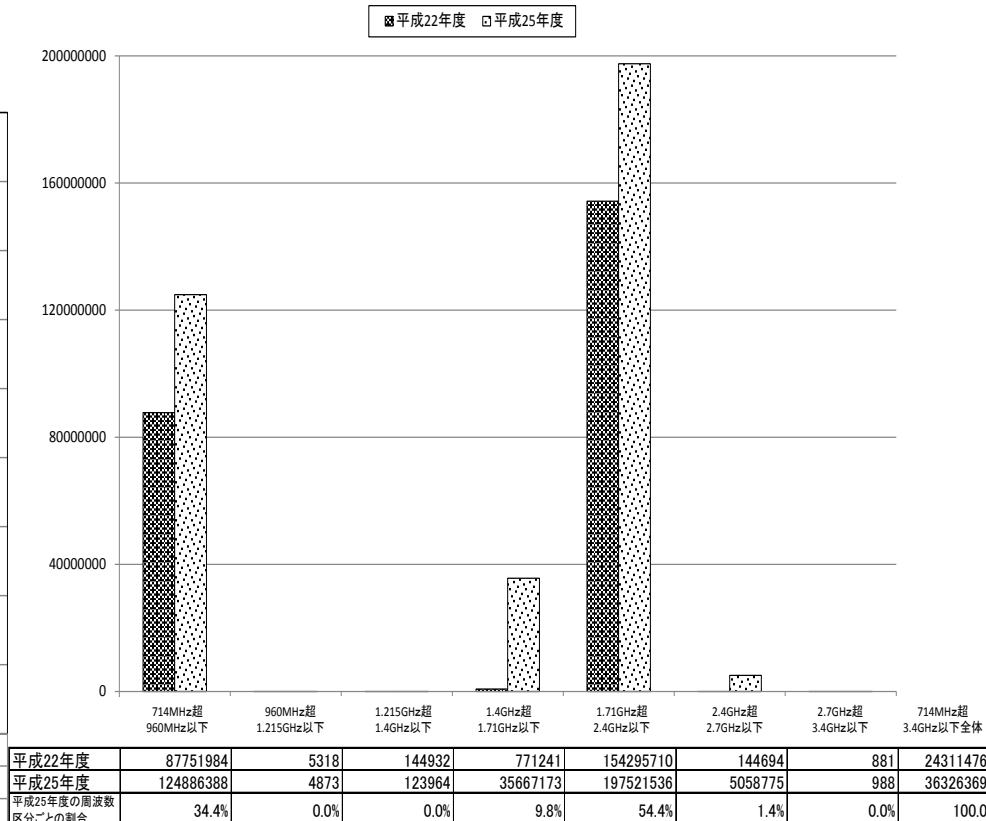
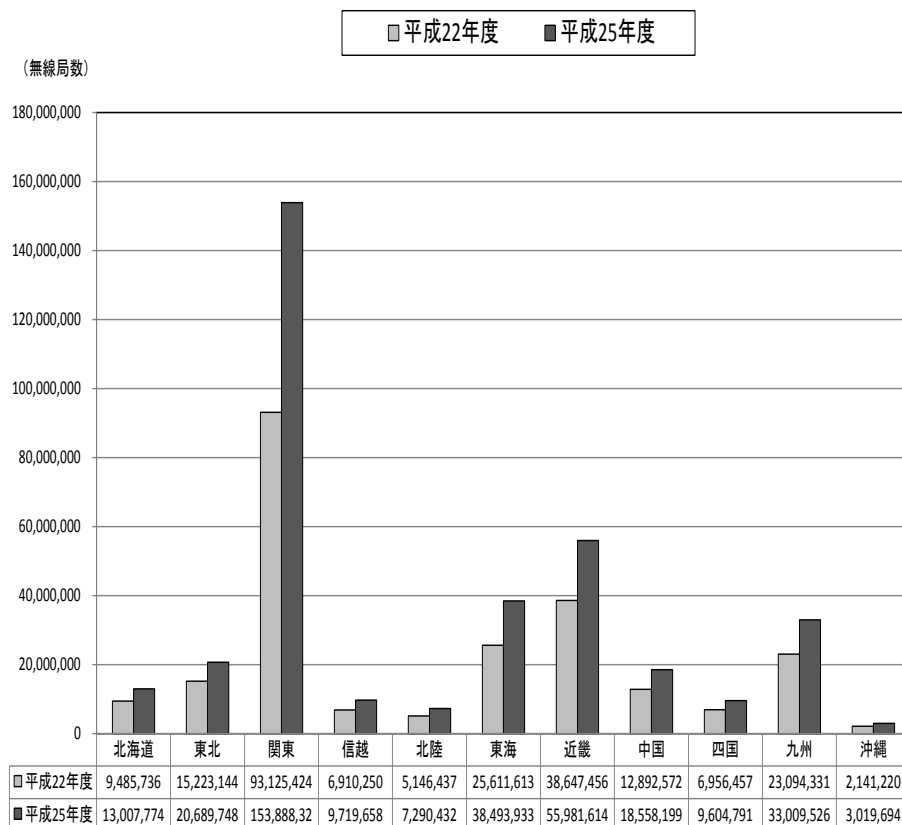
平 成 2 6 年 5 月
総 合 通 信 基 盤 局 電 波 部
電 波 政 策 課



「平成25年度電波の利用状況調査」の概要

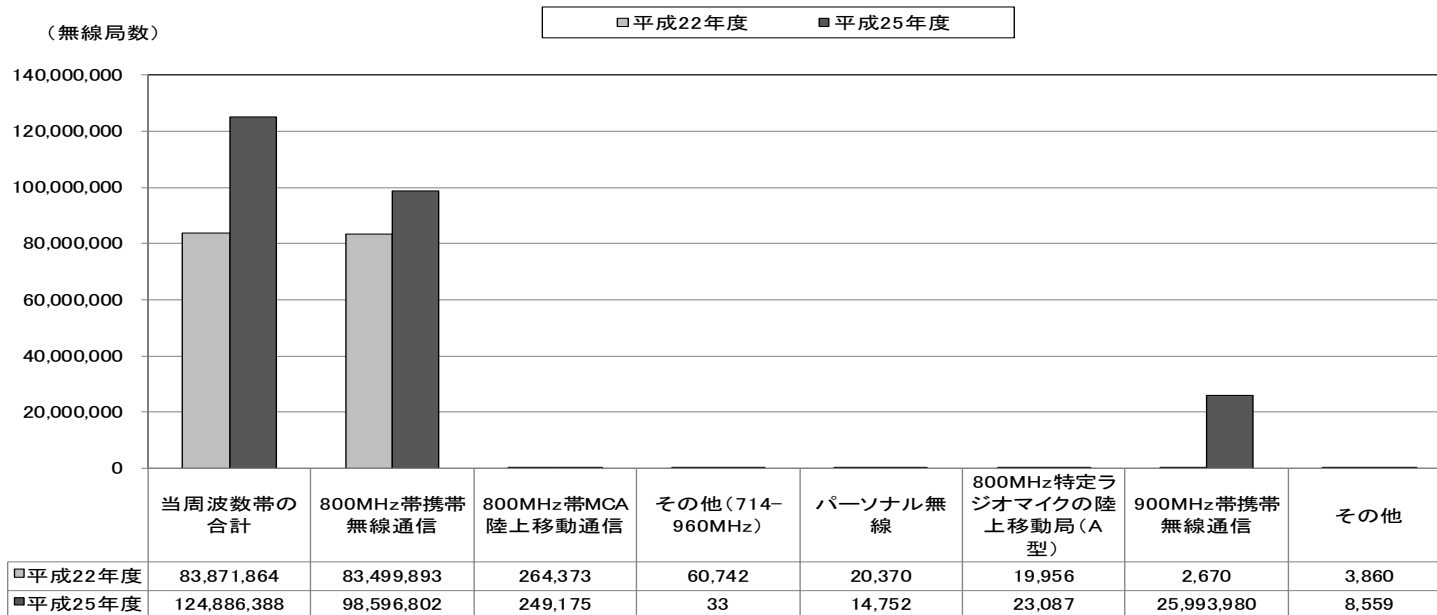
- (1) 目的: 技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するため、次に掲げる周波数帯ごとに、おおむね3年を周期として電波の利用状況を調査、電波の有効利用の程度を評価する。
この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正を実施。
- (2) 根拠条文: 電波法第26条の2
- (3) 調査対象: 平成25年3月1日現在において、714MHzを超え3.4GHz以下の周波数を利用する無線局
※ 平成24年総務省令第100号(平成24年12月7日公布・施行)により「770MHz」を「714MHz」に改正した。
- (4) 調査対象: 無線局数 約3.6億局(平成22年度:約2.4億局)
免許人数 約15.8万人(平成22年度:約18.8万人)
(各周波数区分毎の合算値)
※複数の周波数区分を利用している無線局・免許人は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数・免許人数より多い。
- (5) 調査事項: 免許人数、無線局数、通信量、具体的な使用実態、電波有効利用技術の導入予定、他の電気通信手段への代替可能性 等
- (6) 調査方法: 全国11の総合通信局等の管轄ごとに、次の調査を実施
① 総合無線局管理ファイルを活用して、免許人数・無線局数等の集計・分析
② 免許人に対して、無線局の使用実態や電波の有効利用技術の導入予定等を質問し、その回答を集計・分析
- (7) 意見募集: 評価結果案について、平成26年3月21日(金)から同年4月21日(月)までの間、意見募集を行った結果、携帯電話事業者等から6件の意見提出があった。

調査結果及び評価結果のポイント（714MHz超3.4GHz以下の周波数区分全体）



- 714MHz超3.4GHz以下の周波数帯は、その周波数帯全体の無線局数が平成22年度243,114,760局から平成25年度363,263,697局に増加（約49%増）しており、携帯無線通信を始めとした多数の無線局により稠密に利用されている等おおむね適切に利用されている。
- 714MHz超3.4GHz以下の周波数帯は、携帯無線通信等に多く利用されている「714MHz超960MHz以下」及び「1.71GHz超2.4GHz以下」の周波数を利用している無線局数の割合が約89%となっており、その傾向は平成22年度調査時と同様である。また、「1.4GHz超1.71GHz以下」では1.5GHz帯携帯無線通信の無線局数が、「2.4GHz超2.7GHz以下」では広帯域移動無線アクセスシステムの無線局数がそれぞれ急増している。
- 700/900MHz帯の周波数再編に伴う「終了促進措置」の対象となっている800MHz帯映像FPU、800MHz帯特定ラジオマイク、800MHz帯MCA陸上移動通信等の早期移行及び「特定周波数終了対策業務」の対象となっているパーソナル無線の円滑な終了が求められており、今後の無線局数の推移を注視していくことが必要である。併せて、本周波数帯に係る開設計画の認定を受けた電気通信事業者が、今後、その認定を受けた開設計画どおりに計画を進めていくことについても注視していく必要がある。
- 地域的に見ると、関東の無線局数の増加傾向が大きく、これは、1.5GHz帯、2GHz帯等の携帯無線通信の無線局数の増加によるものである。

調査結果及び評価結果のポイント（714－960MHz帯）



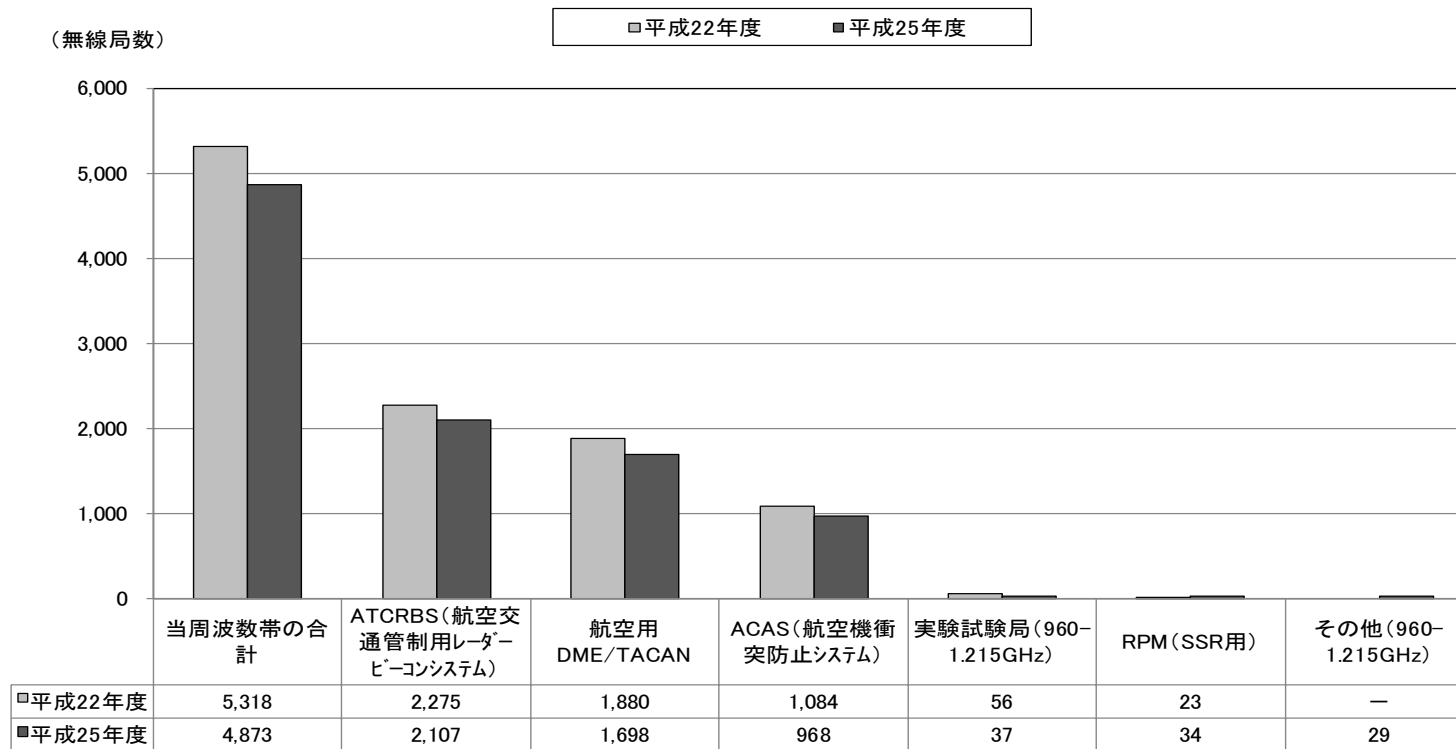
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、800MHz帯、900MHz帯携帯無線通信や800MHz帯MCA陸上移動通信等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成22年度約8,387万局から平成25年度約1億2,489万局へ増加（約42%増）

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、800MHz帯、900MHz帯携帯無線通信や800MHz帯MCA陸上移動通信等で利用されており、これは多数の無線局により稠密に利用されていること、700/900MHz帯の周波数再編を実施し、新たな周波数確保に取り組んでいること等から、適切に利用されている。
- ・ 700/900MHz帯の周波数再編に伴う「終了促進措置」の対象となっている800MHz帯映像FPU、800MHz帯特定ラジオマイク、800MHz帯MCA陸上移動通信等の早期移行及び「特定周波数終了対策業務」の対象となっているパーソナル無線の円滑な終了が求められており、今後の無線局数の推移を注視していくことが必要である。併せて、本周波数帯に係る開設計画の認定を受けた電気通信事業者が、今後、その認定を受けた開設計画どおりに計画を進めていくことについても注視していく必要がある。
- ・ 900MHz帯携帯無線通信の無線局数の増加は、平成24年3月に開設計画の認定を受け、同年7月から3.9世代移动通信システムによる携帯電話サービスが開始されたことによるものである。

調査結果及び評価結果のポイント（960MHz－1.215GHz帯）



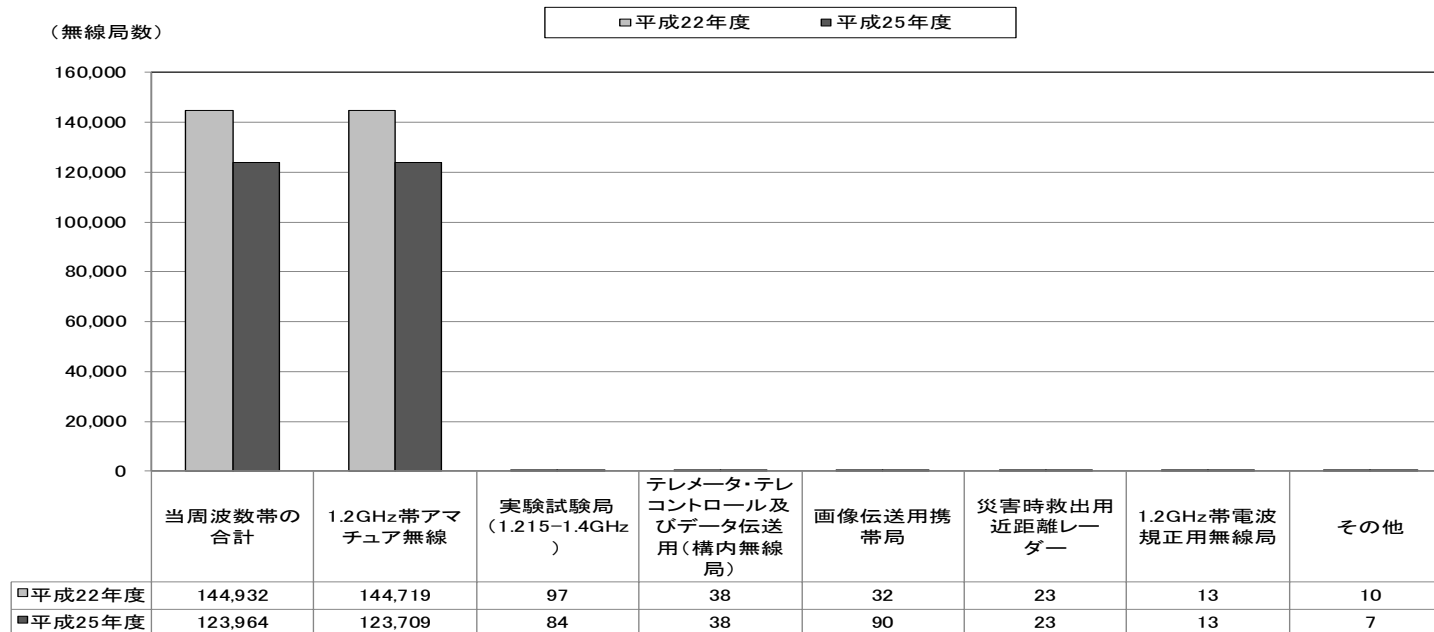
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、ATCRBS（航空交通管制用レーダービーコンシステム）、航空用DME/TACAN等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成22年度5,318局から平成25年度4,873局へ減少（約8%減）

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、ATCRBS（航空交通管制用レーダービーコンシステム）、航空用DME/TACAN等航空機の航行の安全確保のために利用されており、これは国際的な周波数割当てとも整合がとれていること等から、適切に利用されている。
- ・ 航空無線航行に利用される電波利用システムは国際的に使用周波数等が決められており、他の周波数帯への移行又は他の電気通信手段への代替は困難であることから、今後の無線局数も大きな変化は想定されない。

調査結果及び評価結果のポイント（1.215－1.4GHz帯）



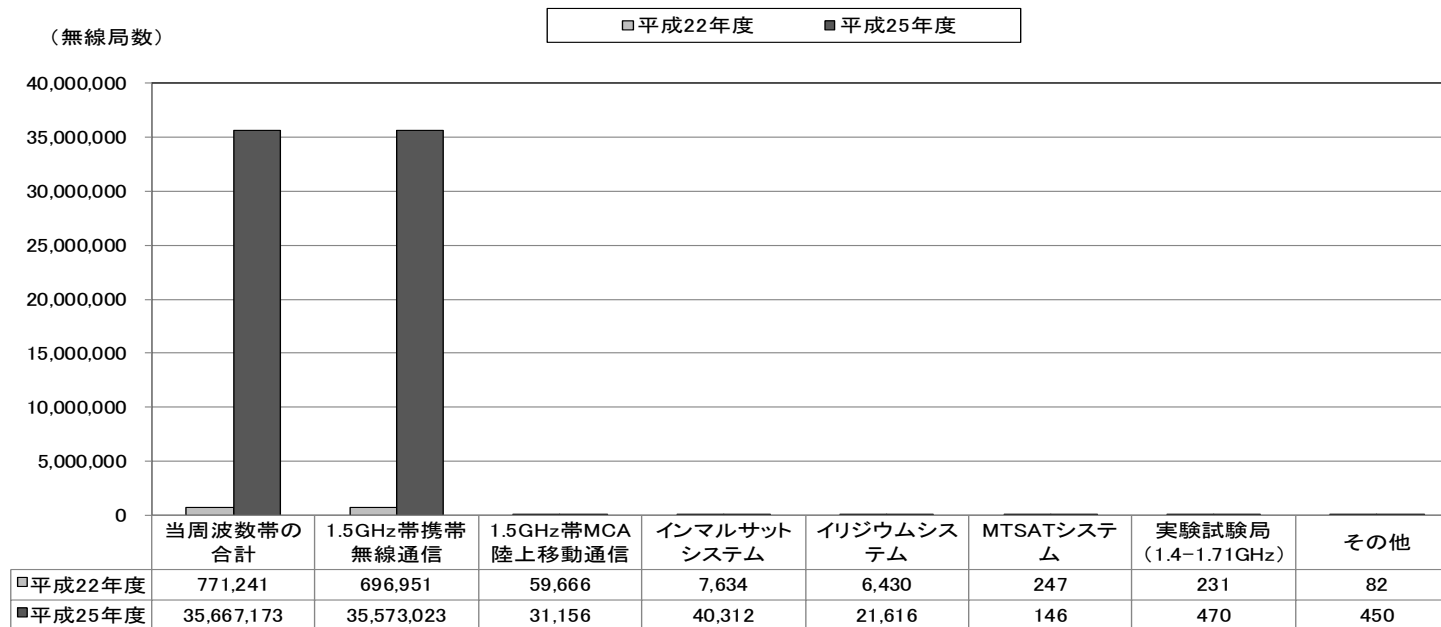
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、1.2GHz帯アマチュア無線等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成22年度144, 932局から平成25年度123, 964局へ減少(約14%減)

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、1.2GHz帯アマチュア無線等で利用されており、これは国際的な周波数割当てとも整合がとれていること等から、適切に利用されている。
- ・ 本周波数帯は、1.2GHz帯アマチュア無線が約99.8%の無線局数を占めているが、700MHz帯の周波数再編に伴う放送事業用無線局(FPU)や特定ラジオマイクの無線局の周波数移行の受入れ先であること、準天頂衛星システムの使用予定周波数になっていること等により今後も無線局の増加、電波利用の多様化が見込まれている。

調査結果及び評価結果のポイント（1.4－1.71GHz帯）



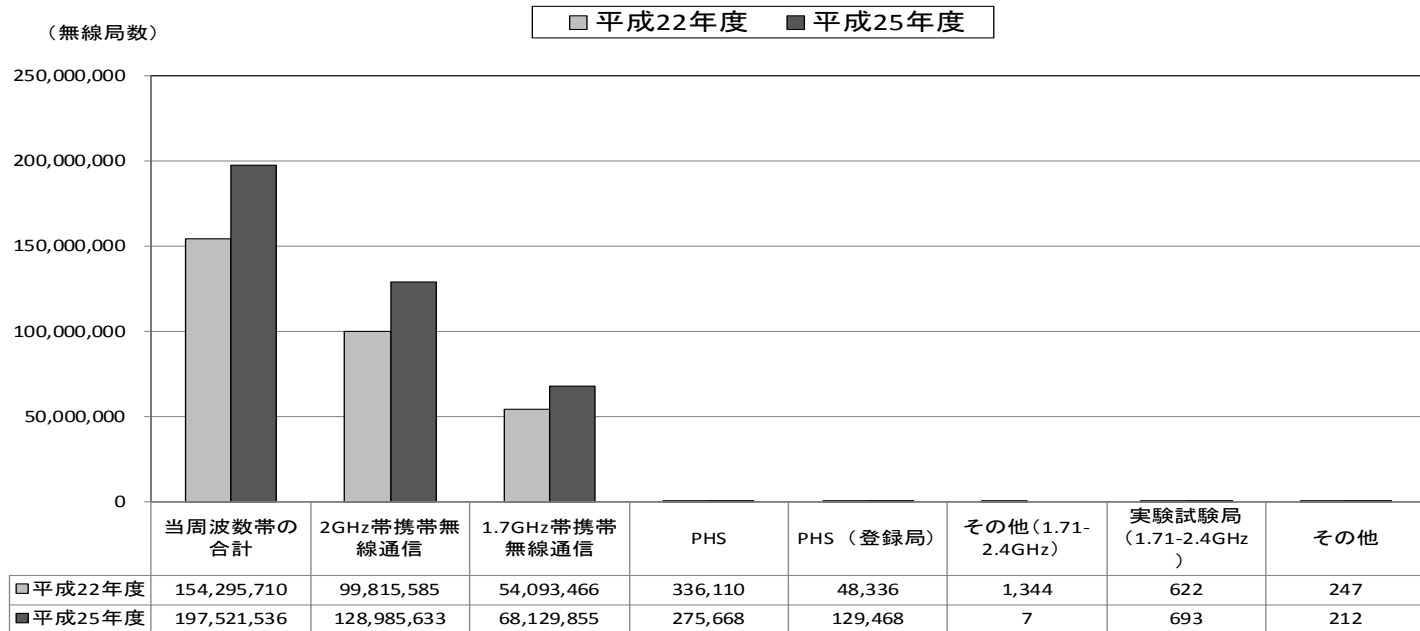
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、1.5GHz帯携帯無線通信、1.5GHz帯MCA陸上移動通信、インマルサットシステム等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成22年度約77万局から平成25年度約3,567万局へ増加（約46倍増）
- ・ 周波数割当計画において周波数の使用期限が平成26年3月31日までとされている1.5GHz帯MCA陸上移動通信は、調査時には31,156局残っていたが、同使用期限までに移行が完了している。

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、1.5GHz帯携帯無線通信を中心に多数の無線局により稠密に利用されている等から、適切に利用されている。
- ・ 1.5GHz帯携帯無線通信の無線局数の増加は、平成22年4月から3.5世代移動通信システム及び3.9世代移動通信システムによる利用が開始されたことによるものである。
- ・ インマルサットシステムの無線局数の増加は、衛星無線システム全体が災害時における有用性が改めて認識されていることや平成24年8月から小型軽量の衛星携帯電話端末を用いたGSPS型のサービスが開始されたことによるものである。

調査結果及び評価結果のポイント（1.71～2.4GHz帯）



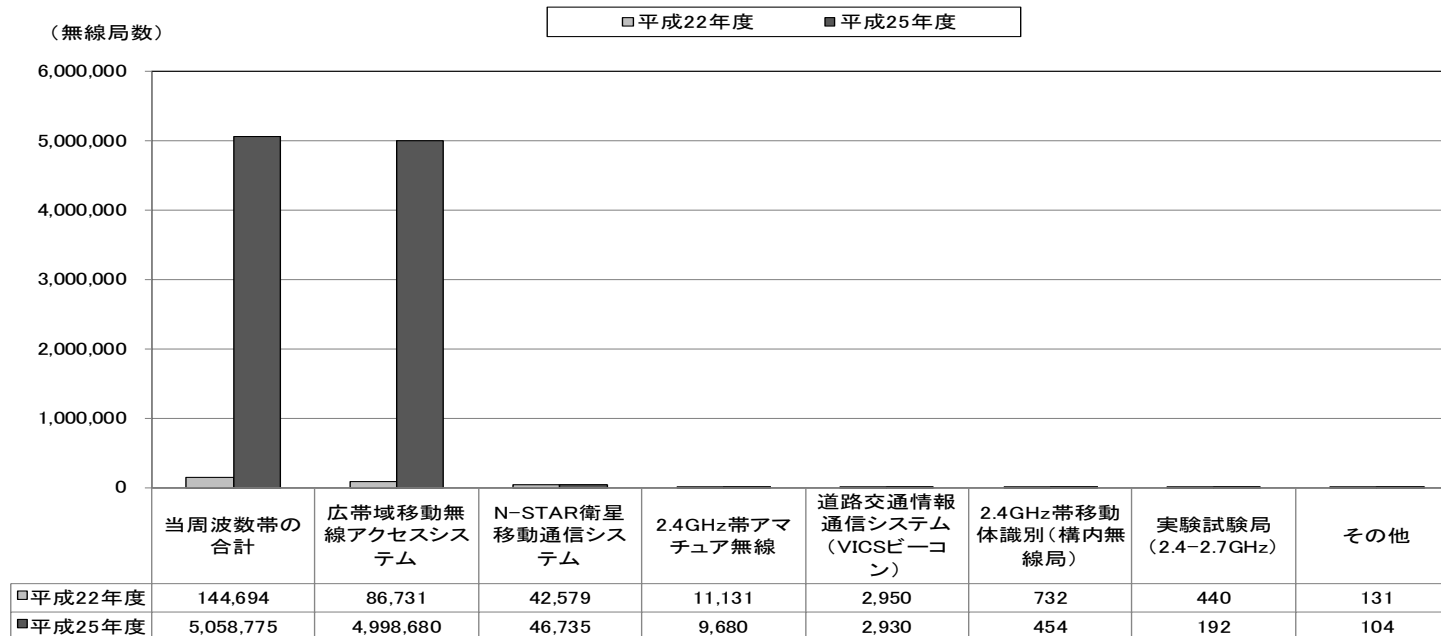
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、1.7GHz帯、2GHz帯携帯無線通信、PHS等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成22年度約1.54億局から平成25年度約1.98億局へ増加（約28%増）

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、1.7GHz帯、2GHz帯携帯無線通信を中心に多数の無線局により稠密に利用されていることから、おおむね適切に利用されている。
- ・ 1.7GHz帯携帯無線通信については、他システムとの干渉検討を行った結果、10MHz幅（1744.9～1749.9MHz/1839.9～1844.9MHz）を確保できたため、平成24年12月に制度整備を行い、携帯無線通信の需要に応じた適切な周波数拡大を進めている。また、東名阪地域での使用に限定されている周波数帯（1764.9～1784.9MHz/1859.9～1879.9MHz）についても東名阪地域以外での使用が可能となることが望ましい。
- ・ PHS（登録局）の無線局数の増加は、主に屋内で使用する無線局数の増加によるものである。また、免許不要のPHSの陸上移動局は、約509万契約（H25年3月末）となっており、約411万契約（H22年3月末）と比較すると、約24%増となっている。

調査結果及び評価結果のポイント（2.4－2.7GHz帯）



調査結果のポイント

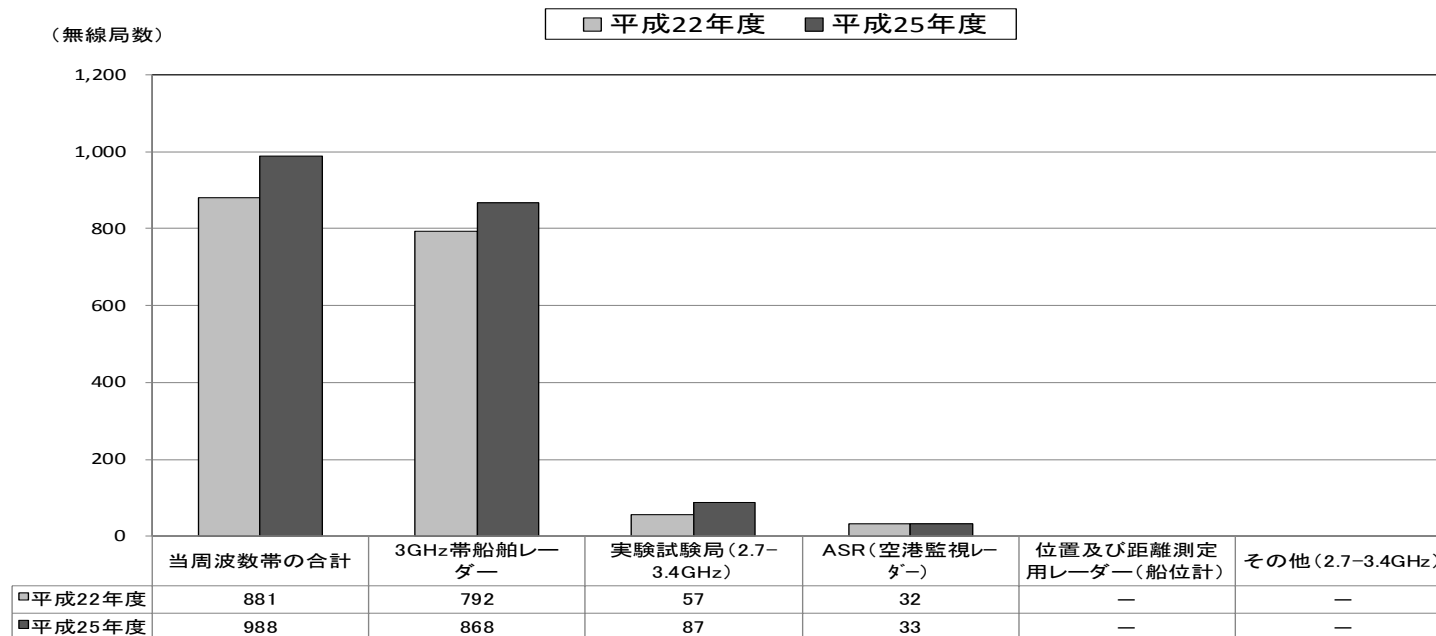
- ・ 本周波数帯は、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA。地域BWAは平成25年3月末現在で約1.4万局）、N-STAR衛星移動通信システム等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成22年度約14万局から平成25年度約506万局へ増加（約35倍増）

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、広帯域移動無線アクセスシステムを中心として多数の無線局により稠密に利用されていること等から、適切に利用されている。
- ・ 道路交通情報通信システムについては、その無線局数はほぼ横ばいであるものの、今後の5.8GHz帯のITSスポットの普及動向に伴い、需要の変化が想定されることから、道路交通情報の提供ツールの今後の在り方の議論の中で検討されることが望ましい。
- ・ 広帯域移動無線アクセスシステムの無線局数の増加は、サービスの揺籃期だった平成22年度調査時から順調にサービスが発展した結果によるものである。

調査結果及び評価結果のポイント（2.7－3.4GHz帯）

10



調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、3GHz帯船舶レーダー、ASR(空港監視レーダー)等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成22年度881局から平成25年度988局へ増加(約12%増)

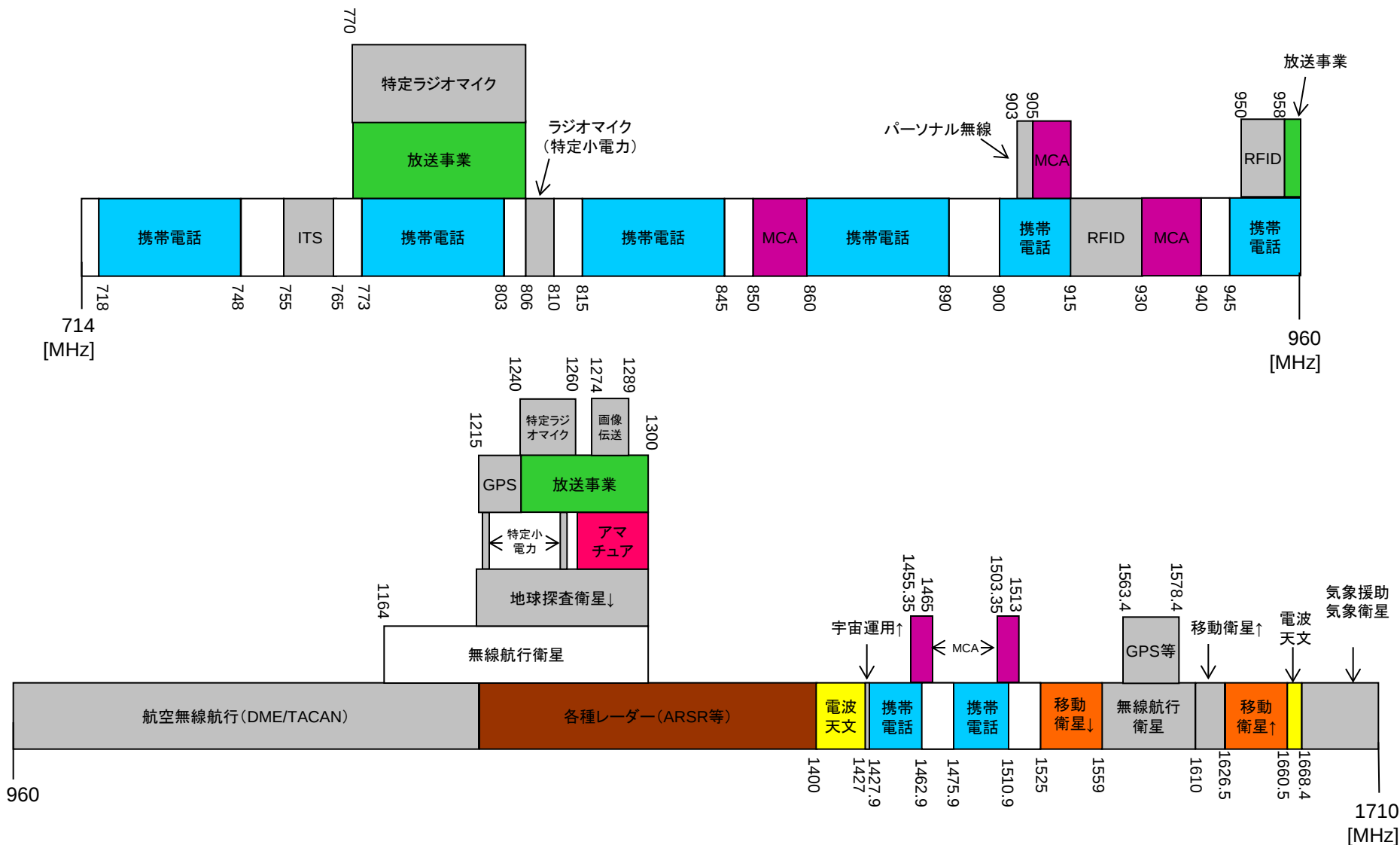
評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、3GHz帯船舶レーダー、ASR(空港監視レーダー)等船舶及び航空機の航行の安全確保のために利用されており、国際的な周波数割当てとも整合がとれ、おおむね適切に利用されている。
- ・ 無線標定及び無線航行に利用される電波利用システムは、国際的に使用周波数等が決められていることから、他の周波数帯への移行又は他の電気通信手段 への代替は困難であり、その無線局数についても今後大きな変化は想定されない。
- ・ 位置及び距離測定用レーダー(船位計)については、その無線局数が平成22年度調査時に引き続きゼロとなっており、今後の需要動向を踏まえつつ、他のシステムへの代替又は廃止を含めて検討することが必要である。

「平成25年度電波の利用状況調査」の対象周波数帯の使用状況 ①

11

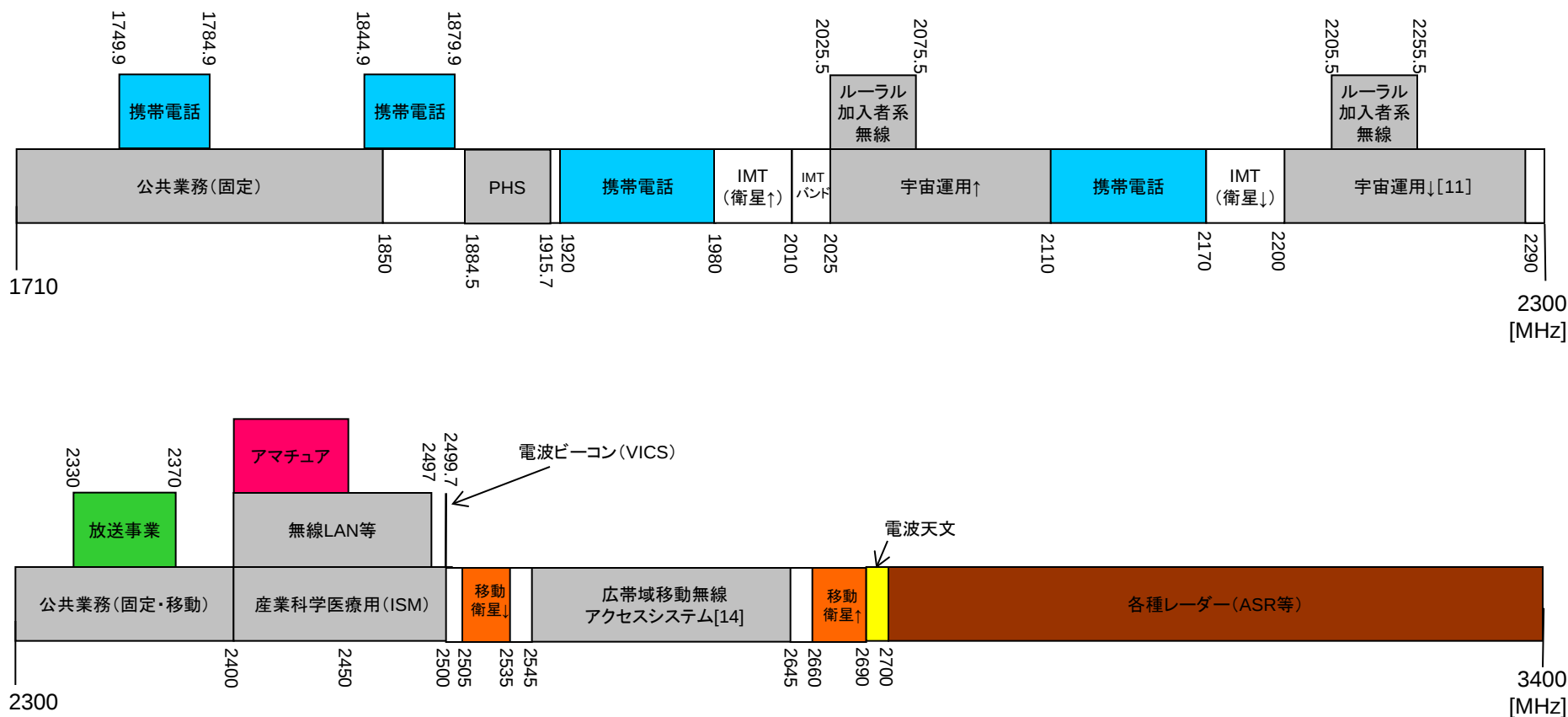
平成25年10月現在



「平成25年度電波の利用状況調査」の対象周波数帯の使用状況 ②

12

平成25年10月現在



平成 2 6 年 5 月 1 4 日

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について
(平成 2 6 年 5 月 1 4 日 諮問第 1 3 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(豊重課長補佐、塚本係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 8 7

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

1. 概 要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が3Wを超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されている。

本件は、沖縄本島北部地域における混信の解消に向けて、今帰仁（なきじん）中継局のチャンネル変更（リパック）を行う必要が生じたため、基幹放送用周波数使用計画を変更するものである。

2. 変更の理由及び概要

(1) 変更の理由

現在、沖縄本島北部地域では、今帰仁中継局からの地上デジタルテレビジョン放送を受信しているところであるが、一部地域においては、徳之島中継局からの電波が季節的なフェージングにより妨害波となって到来しており、混信の解消に資するため、今帰仁中継局のチャンネルを変更する必要がある。

(2) 変更の概要

地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等のうち、日本放送協会（総合放送（県域放送）、教育放送）及び基幹放送事業者（総合放送（県域放送））のものについて、沖縄県を放送対象地域とする中継局の送信場所「今帰仁」に変更後のチャンネルを追加する。

3. 基幹放送用周波数使用計画の変更案

別紙のとおり。

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案新旧対照表

○基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号) (傍線部分は改正部分)

変 更 案							現 行						
第 1 ～ 第 4 (略)							第 1 ～ 第 4 (略)						
第 5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等							第 5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等						
1 日本放送協会の放送							1 日本放送協会の放送						
(1) (略)							(1) (略)						
(2) 総合放送(県域放送)							(2) 総合放送(県域放送)						
放送対象	親局			中継局			放送対象	親局			中継局		
地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)	地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)
北海道 、 鹿児島県	(略)						北海道 、 鹿児島県	(略)					
沖縄県	那 覇	17	1	平 良 、 石 垣 (川 平) 今帰仁	(略) 17 <u>38</u>	(略) 0.03	沖縄県	那 覇	17	1	平 良 、 石 垣 (川 平) 今帰仁	(略) 17	(略) 0.03
(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)													

を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中継局		
	(北海道) ゝ (鹿児島)	(略)	
	(沖 縄) 那 覇 今帰仁	13 13	1 0.03
	平 良 ゝ 石垣 (川平)	<u>40</u> (略)	(略)

(注) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

(2) 総合放送（県域放送）

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中継局		
	(北海道) ゝ (鹿児島)	(略)	
	(沖 縄) 那 覇 今帰仁	13 13	1 0.03
	平 良 ゝ 石垣 (川平)	(略)	(略)

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 〓 鹿児島県	(略)					
沖縄県	那覇	14 15 16	1	平良 〓 石垣 (川平) 今帰仁	(略) 14 15 16 <u>34 32 42</u>	(略) 0.03

(注1) チャンネル番号 35 の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は 1.1kW を最大とする。

(注2) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は 0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は 1kW を最大とする。

(注3) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注4) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注5) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注6) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 〓 鹿児島県	(略)					
沖縄県	那覇	14 15 16	1	平良 〓 石垣 (川平) 今帰仁	(略) 14 15 16	(略) 0.03

(注1) チャンネル番号 35 の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は 1.1kW を最大とする。

(注2) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は 0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は 1kW を最大とする。

(注3) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注4) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注5) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

第 6 ・ 第 7 （略）

第 6 ・ 第 7 （略）

今帰仁中継局 変更概要

今帰仁(なきじん)中継局エリア内である沖縄本島北部地域において徳之島中継局からの季節的な電波の異常伝搬による混信が発生。

混信解消のためには今帰仁中継局のチャンネル変更(リパック)を行う必要があり、基幹放送用周波数使用計画の変更を行うもの。

徳之島中継局(空中線電力:30W)

徳之島中継局	NHK総合	NHK教育	南日本放送	鹿児島テレビ放送	鹿児島放送	鹿児島読売テレビ
チャンネル	15	13	16	18	14	17

※ 下線は混信が起きているチャンネル関係

今帰仁中継局(空中線電力:30W)のチャンネル変更

今帰仁中継局	NHK総合	NHK教育	琉球放送	沖縄テレビ放送	琉球朝日放送
現在のチャンネル	17	13	14	15	16
変更後のチャンネル	38	40	34	32	42



平成26年5月14日

日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について
(平成26年5月14日 諮問第14号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(長谷川課長補佐、岡田係長)

電話：03－5253－5798

日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について

1. 申請の概要

日本放送協会（会長：萩井 勝人。以下「協会」という。）から放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 86 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、協会国際衛星放送の業務の廃止の認可申請があった。

1 廃止しようとする協会国際衛星放送の業務

協会国際衛星放送の種類	テレビジョン放送 (外国人向け協会国際衛星放送)
協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称	Prisa TV (プリザティービー社) Zon TV Cabo (ゾンティービーカボ社)
協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置	西経 30° ヒスパサット 1 E (Hispasat 1E)
協会国際衛星放送に係る周波数	11,731MHz

(参考)

- ・放送事項：報道（ニュース、ニュース解説など報道を目的とする放送番組）、インフォメーション（国際親善、国情紹介及び経済交流を目的とする放送番組）
- ・放送区域：スペイン、ポルトガル
- ・視聴可能世帯数：約 26 万世帯（平成 26 年 3 月現在）
- ・業務開始日：スペイン 平成 23 年 6 月 20 日、ポルトガル 平成 25 年 1 月 21 日

2 廃止を必要とする理由

協会は、平成 23 年 6 月 20 日からプリザティービー社が運用するヒスパサット社のヒスパサット 1 E 衛星を用いてスペインで外国人向け協会国際衛星放送（以下「NHK ワールド TV の放送」という。）を実施し、また、平成 25 年 1 月 21 日からゾンティービーカボ社が運用する同衛星を用いてポルトガルで NHK ワールド TV の放送を実施しており、視聴可能世帯数は、本年 3 月時点で合計約 26 万世帯である。

今般、協会では、プリザティービー社との本衛星の借用契約の期間が本年 6 月 19 日で満了することから、本契約の継続の要否について検討したところ、以下の理由により、本契約の更新を行わずに、本衛星を用いた NHK ワールド TV の放送を廃止することとした。

※ ゾンティービーカボ社はプリザティービー社の提携事業者であり、ゾンティービーカボ社が運用する本衛星を用いた NHK ワールド TV の放送は、プリザティービー社が運用する本衛星を用いた NHK ワールド TV の放送の実施が前提となっている。

① 視聴可能世帯数の減少

本業務の開始時は約 9 1 万世帯だった視聴可能世帯数が、本年 3 月には約 2 6 万世帯まで減少し、今後も回復の見通しが立たないこと。

② 本衛星の借用のための費用が高額であること。

③ 代替措置の確保

本業務が廃止されるスペインではプリザティービー社の別の衛星 (Astra 1KR) を通じておよそ 1 4 0 万世帯、また、ポルトガルではゾンティービーカボ社のケーブルテレビ並びに I P T V、オプティマス社及びテレコムポルトガル社の I P T V を通じておよそ 1 0 0 万世帯の合計約 2 4 0 万世帯が N H K ワールド T V の放送の放送番組を視聴可能であること。

なお、両国では、Hot Bird 13D 衛星を通じても、N H K ワールド T V の放送を視聴可能である。

④ 視聴者への周知・影響

両社の視聴者に対して事前に別の視聴方法を十分に周知させることにより、視聴者への影響は少ないとの見通しであること。

3 廃止しようとする時期

平成 2 6 年 6 月 2 0 日 (日本時間)

2. 審査の結果

審査の結果は次のとおりであり、本件は申請のとおり認可することが適当であると認められる。

(1) 廃止により、必須業務を毀損しないこと

協会は、放送法第20条第1項第5号の規定により、必須業務として協会国際衛星放送を実施することと定められている。

今回申請に係る協会国際衛星放送の業務の廃止により、NHKワールドTVの放送が視聴できなくなる放送区域については、基幹衛星であるIS-20衛星並びに地域衛星であるAstra 1KR衛星及びHot Bird 13D衛星を用いたNHKワールドTVの放送の放送区域に含まれている。

以上のことから必須業務を毀損するものではないと認められる。

(2) 廃止により、要請放送の実施に支障が生じないこと

協会は、放送法第65条第1項の規定により、要請放送を実施することが定められている。

今回申請に係る協会国際衛星放送の業務の廃止により、NHKワールドTVの放送が視聴できなくなる放送区域については、基幹衛星であるIS-20衛星並びに地域衛星であるAstra 1KR衛星及びHot Bird 13D衛星を用いたNHKワールドTVの放送の放送区域に含まれており、要請区域の変更が必要になるものではない。

以上のことから要請放送の確実な実施に支障をきたすものではないと認められる。

(3) 廃止の理由がやむを得ないものであること

協会国際衛星放送の実施手段は、海外の衛星を運用する民間事業者との交渉及び契約により市場から調達されている。

今回申請に係る協会国際衛星放送の業務については、協会が当該協会国際衛星放送に用いられる衛星を運用する社であるプリザティービー社と交渉し、検討した結果、

- ・ 当該衛星を用いたNHKワールドTVの放送の視聴可能世帯数が減少し、今後の増加も期待できない
- ・ 当該衛星の借用費用が高額であり、今後の値下げ等も期待できない
- ・ 上記の現状を踏まえれば、当初見込んでいたような効果が期待できない

との結論に至ったものである。

また、今回の当該業務の廃止に当たり、協会は、

- ・ 当該衛星を用いたNHKワールドTVの放送が視聴できなくなる放送区域において、引き続きNHKワールドTVの放送の放送番組を視聴できるよう代替措置を確保すること
- ・ 当該放送区域における視聴者に対し十分な周知を行うこと

により、視聴者への影響は少ないとの見込みを立てている。

今般、協会では、上記を踏まえ、当該業務を廃止することとしたものであり、協会の経営判断として合理性があり、また、適切な視聴者保護の措置が講じられていると認められる。

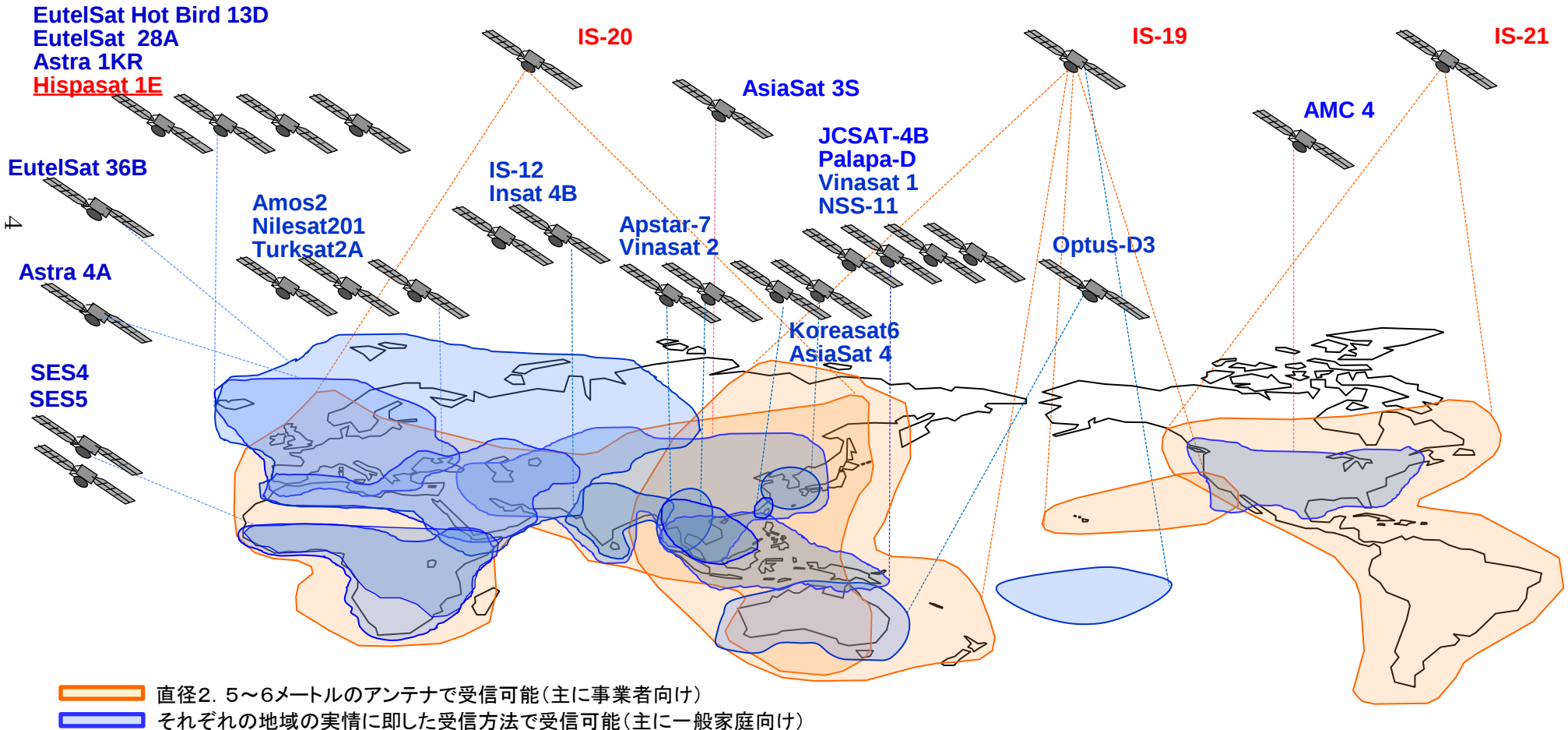
以上のことから、本件に係る協会の認可申請はやむを得ないものと認められる。

テレビ国際放送の概要

※平成26年3月末現在

テレビ国際放送 (NHKワールドTV)

- 日本やアジア、世界の最新情報と多彩な番組を、英語により1日約23.5時間(株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間)、世界に向けて発信
- 放送衛星やケーブル局などを通じて約140の国・地域、約1億9000万世帯で視聴可能
- 使用衛星数: 27基



(参照条文)

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

(定義)

第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 (略)

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 (略)

(業務)

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～11 (略)

(協会国際衛星放送の実施)

第25条 協会は、外国の放送局を用いて協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(放送の休止及び廃止)

第86条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を12時間以上（協会国際衛星放送にあつては、24時間以上）休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第113条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項（定款変更の認可）、第20条第8項（第65条第5項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第20条第9項（提供基準の認可）、同条第10項（任意的業務の認可）、第22条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第64条第2項及び第3項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第65条第1項（国際放送等の実施の要請）、第66条第1項（放送に関する研究の実施命令）、第71条第1項（収支予算等の認可）、第85条第1項（放送設備の譲渡等の認可）、第86条第1項（放送の廃止又は休止の認可）、第89条第1項（放送の廃止又は休止の認可）、第93条第1項（基幹放送の業務の認定）、第96条第1項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第97条第1項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第120条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第141条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第156条第1項、第2項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第159条第1項（認定放送持株会社に関する認定）又は第167条第1項（センターの指定）の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（協会国際衛星放送の開始の届出）

第16条 法第25条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 協会国際衛星放送の種類
 - 二 協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称
 - 三 協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
 - 四 協会国際衛星放送に係る周波数
 - 五 業務開始の期日
- 2 法第25条の規定による届出をしようとする場合は、別表第1号の様式の届出書により行うものとする。
- 3 法第25条の規定による届出は、協会国際衛星放送の種類ごと、協会国際衛星放送に係る人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする放送番組の一ごと）に行わなければならない。

（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第58条 法第86条第1項及び第89条第1項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

- 一 廃止又は休止しようとする基幹放送局又は協会若しくは放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務
 - 二 廃止又は休止しようとする理由
 - 三 廃止若しくは休止しようとする時期又は休止しようとする期間
- 2 協会及び学園は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告知するものとする。